

戦後初期の日本における学校図書館改革

—深川恒喜インタビュー記録—

塩見昇[†] 安藤友張^{††} 今井福司[‡] 根本彰[‡]

[†]大阪教育大学名誉教授 ^{††}九州国際大学 [‡]東京大学大学院教育学研究科

本資料は、1946 年から 1961 年までの間、文部省の担当官として学校図書館行政に携わった深川恒喜に対して、1985 年に塩見昇が実施したインタビューの記録である。

キーワード：日本占領期、学校図書館史、教育改革

目次

- 1 解題
- 2 深川恒喜の略歴
- 3 主な著作
- 4 インタビュー記録

1 解題

戦後日本の学校図書館史をテーマとした歴史研究の最近の動向を俯瞰してみると、本格的な研究が登場し始めている。その代表格が中村百合子による博士論文『占領下日本の学校図書館改革：アメリカの学校図書館の受容』（慶應義塾大学出版会、2009 年）である。中村は、占領期日本における学校図書館改革について、広範な文献を収集し、かつ当時の複数の関係者にインタビューもしながら、克明に史実をあきらかにした。さらに、彼女はオーラル・ヒストリーの手法によって、戦後初期の日本における学校図書館改革の実際をあきらかにする試みも着手している¹。

今回、筆者らは、中村がインタビューできなかった深川恒喜の事績に着目した。深川であるが、1936 年に東京大学文学部卒業後、文部省に入省し、1946 年から 1961 年までの期間、同省における学校図書館の行政担当官として、学校図書館法制定をはじめとする戦後日本における学校図書館の振興などに尽力した人物である。深川は、彼自身も自認しているように、「学校図書館法の成立やその後の実施面で、行政サイドで、もっとも知悉している」

²人物である。彼は、文部省退官後、東京学芸大学などにおいて、司書・司書教諭養成に従事し、戦後日本における図書館情報学教育の発展に貢献した。同時に、学校図書館に関する数多くの著作を発表した。

中村は、主として全国学校図書館協議会等に所属した「民」の立場だった人物を対象にインタビューを行った。一方、深川は「官」の立場の人物である。文部省編集の『学校図書館の手引』（1948 年）や学校図書館法（1953 年）がどのような過程を経て、刊行され、成立したのか。深川へのインタビュー記録を通して、「官」の側からみた、戦後日本における学校図書館改革の一断面をあきらかにする。深川の東京大学における副手時代のライフヒストリー³から始まるインタビュー記録は、今後の学校図書館史研究にとって、貴重な歴史的証言となりうる。

略歴に記されているように、深川は 1993 年に亡くなったが、1985 年に、塩見昇（大阪教育大学名誉教授）が生前の彼に対してインタビューを実施しており、その貴重な録音テープが現在も残されている。インタビュー実施後、長い間、その記録が未公表の状態が続いた⁴。「私の死後ならば、インタビュー記録を全部公表してもよい」という深川の遺言に従い、今回私達はインタビュー記録の全文を公表する。

オーラル・ヒストリーの手法を用いた学術研究であるが、近年、図書館情報学に限らず、様々な学問領域において取り入れられている。政治学者の御厨貴によれば、オーラル・ヒストリーとは、「公人の、専門家による、万人のための口述記録」⁵で

ある。今後、私達は、今回の口述記録と深川自身が残された各種の文書類（例 手書きメモ）を照らし合わせながら、戦後日本における学校図書館法の成立過程を中心に、実証的研究を深めていきたいと考えている。

深川が『学校図書館の手引』の作成担当を命じられたのは、1947（昭和22）年であった。この年が、戦後日本における学校図書館の制度化に向けての出発点であったといえよう。深川の主たる事績は、『学校図書館の手引』の編集・発行や学校図書館法の制定などであり、戦後日本における学校図書館史を語るうえで、決して忘れてはならない重要な事柄である。これらの仕事を成し遂げるためには並々ならぬ苦労があったことが、本稿におけるインタビュー記録や深川自身が著した回顧録から窺うことができる。たとえば、『学校図書館の手引』において、NDC（日本十進分類法）を採用するかどうかについて、教科別の図書分類を強く推奨する意見も出される中で、彼は苦悩しつつ、NDCを採用することを決断した。

当時の文部省の上層部の中には、学校図書館の制度化に向けての取り組みについては疑問の声もあった⁶。学校図書館法が議員立法で成立した事実からもそれが裏付けられる。なぜ、そのような疑問が生じたのか。その背景を今後詳細に分析していかねばならない。また、深川はインタビューの中で、省内における自分の位置づけを「党内野党」と表現している。この比喩が意味するものを同時に深く掘り下げて考察する必要がある。

戦後初期における文部省による学校図書館改革は、深川の事績と密接にかかわる。当時の文部省内において、悪戦苦闘しながら、学校図書館改革に貢献した深川の事績を多角的に考察する必要がある。当時の文部省内における学校図書館政策の位置づけを検討するために、当時の文部省の文教政策（教員免許制度・教育行財政制度など）の全体を扱いながら、教育学における先行研究も参照しつつ、学校図書館法の成立過程の全容を今後あきらかにしていきたいと考えている。

先述の中村による博士論文では、「アメリカの学校図書館の受容」「アメリカと日本の関係者の協働」という分析視点が設定され、占領期の学校図書館改革が考察されている。私達は、それとは違った分析視点を設け、占領後期から学校図書館法制

定までの歴史を今後検証していきたい。1950年頃から始まる、いわゆる「逆コース」と称される時期において、占領期における教育改革が大きく変貌し始める。そのような状況下において、学校図書館改革は官だけではなく、民の力（全国学校図書館協議会など）が結集されて、法定に向けての全国的な運動が展開されていく。署名運動の結果、学校図書館法は議員立法によって成立した。ちなみに、議員立法自体は、占領期においてアメリカ（GHQ）が推奨したものである。

大西正道などの国会議員の尽力によって、法案は作成されたが、上程するまでの段階において難航した。「幻の学校図書館法」と呼ばれる1953年3月時点の法案では、免許制の司書教諭の配置が同法に規定され、同月16日の衆議院文教委員会に提出する予定であった。しかしながら、吉田茂首相のバカヤロー解散で未成立となった。結局、数ヶ月を経て同年8月、兼任の任用資格制の司書教諭を配置する学校図書館法が成立したのである。

超党派とはいえ、野党中心の議員立法であったことから、学校図書館法は成立直後に危機に直面する。たとえば、1953年11月、財政的な理由により、政府の行政改革本部は『法令整理要綱』の中で、同法を廃止するという案を出した⁷。廃止の危機は避けることができたが、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」という附則は撤廃されることなく、長い間、戦後日本における学校図書館の発展を阻む壁となってしまった。

ここで、お断りしたいことがある。1956年、学校図書館法をめぐる汚職事件⁸が起こった。1985年のインタビュー当時、この事件の関係者が生存していることなどを考慮に入れ、深川はインタビューの最中に、録音機器の作動停止を指示した（インタビュー記録では「録音中断」と記した）。このオフレコとなった内容には、学校図書館法の成立過程や同法成立直後の動きなど、貴重な歴史的証言が含まれていると推測される。今後の研究を通して、全貌を明らかにすることをめざしたい。

最後に、私達（安藤・今井・根本）は、2010年度から学校図書館法の成立史を解明する研究プロジェクトを立ち上げた。本記録は、塩見昇氏から深川氏へのインタビューを録音したテープを提供してもらい、「録音中断」となっている部分以外はそのまま起こしたものである。貴重な録音テープ

を貸して下さり、さらにテープ起こしや注の作成についてアドバイスを下さった、インタビュアーの塩見氏に深く感謝申し上げます。

(安藤 友張・今井 福司・根本 彰)

2 深川恒喜の略歴

1911年 大阪に生まれる

1936年 東京大学文学部宗教学科卒業

1936年 東京大学文学部宗教学科副手

1939年 文部省宗教局宗務官補

1946年 文部省図書監修官、文部事務官

1951年 学校図書館事情視察のため、米国出張

1958年 文部省教科調査官

1961年 東京学芸大学助教授

1962年 東京学芸大学教授

1975年 武蔵野女子大学教授

1981年 尚美音楽短期大学教授

1993年 死去

* 略歴作成にさいしては、日外アソシエーツ編『図書館関係専門家事典』（日外アソシエーツ、1984年）の「深川恒喜」の項目、深川恒喜著『道徳教育と読書指導』（光風出版、1961年）の奥付などを参照した。

3 主な著作

(図書)

- 共著『学校図書館運営の実際と読書指導』西荻書店、1950年。
- 単著『道徳教育と読書指導』光風出版、1961年。
- 共編著『道徳教育における宗教的情操の指導』明治図書、1965年。
- 共編著『現代学校図書館事典』第一法規、1966年。
- 共編著『現代学校図書館事典』ぎょうせい、1982年。

(論文)

- 単著「国語教科書における図書館教材の研究」『図書館学会年報』第16巻第1号、1970年12月、p. 45 - p. 48

- 単著「戦後におけるわが国の学校図書館発達史試論」『東京学芸大学紀要 第1部門 教育科学』第26号、1975年3月、p. 182 - p. 191.
- 単著「学校図書館法の発達史試論」『Library and information science』第13号、1975年10月、p. 13 - p. 30.
- 単著「わが国、戦後教育における図書館利用指導の発達」『武蔵野女子大学紀要』第13号、1978年、p. 145 - p. 160.
- 単著「小・中・高等学校における情報処理能力の育成に関する一研究:児童生徒の情報処理性に関する一実態調査を中心として」『武蔵野女子大学紀要』第16号、1981年、p. 75 - p. 97.

(その他)

- 単著「第2次米国教育使節団の来日」『学校図書館』第224号、1969年6月、p. 51 - p. 54.
- 単著「『学校図書館の手引』完成まで」『学校図書館』第362号、1980年12月、p. 25 - p. 26.

4 インタビュー記録

日時: 1985年6月1日(土) 18:00~20:00

場所: 深川恒喜の自宅

聞き手: 塩見昇(大阪教育大学教授:当時)

【塩見】本日は戦後初期の学校図書館制度の草創期に関して、先生が文部省の担当官としていろいろおやりになったこと、当時お考えになられていたことなどをお伺いしたいと思います。古い話で恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに、先生が図書館にかかわるようになられたきっかけと伺いますか、ご縁のようなどころからお願いします。

【深川】昭和11年に大学を出ましてね、11年ごろだったかな、研究室で、宗教学の研究室で副手を。11年に卒業したんだな。そして、その年の9月に副手になって、ずっと副手にいました。そうしたら、もう一人、人をとりたいちゅうわけ。そして、そのときの主任教授が石橋教授⁹だったもんで、石橋先生に「おまえ、文部省に入れ」と。で、これは調査官だと、調査専門だと。当時、昭和15年にね、宗教団体法というのが施行になる。

「宗教関係の調査するんだから、おまえ、行け」と言われた。それで、僕、喜んで行きました。

そして、宗教行政で終戦になった。それから、それが済んでからね、みんながもう、ある者は追放されるしね、それからね、どう再配置していいか、もう混乱状態でしたね。それでね、私がやっぱり図書館が好きだったことをだれかが聞いていたのかな、知らんけどね、うん。

初め、社会教育というところの社会教育官、で、国語のほうも手伝う。みんな、あの時分はね、あっち行け、こっち行けですよ。理屈なしに人間、配置いうことでした。

で、多少落ち着いたたら、国語の教科書の監修官とかね、これも数カ月、ちよつとずつ渡り歩いてね、それで初中局¹⁰に落ち着いたわけですよ。

そこでね、僕は、社会科もわからない、国語もわからない。わからないでしょう。あいつ、しよもないよと、どうしようもなかったかと思うんだ、私は。

それで、図書館はね、3人の人、総司令部に呼ばれてね、そして、向こうでテストされたんですよ。そして、どう言っているか知らんけども、じゃあ、おまえがやれちゆうことになった。

【塩見】その3人というのが先生がお書きになっている例の『手引』をつくるようになった……。

【深川】違う、違う。

【塩見】それじゃないんですか。

【深川】全然違います。

【塩見】そうじゃなかった。

【深川】ええ。あっちから一人、こっちから一人、上でつまんでね。そして、「おまえ、行ってこい」と言っただけで、向こうで考えていたんですよ。それで、結局、上の話があったんですよ。じゃあ、学校図書館の担当が入れるということになった。僕もびっくりしましたが、しかし、多少、僕は、中学校で図書委員をやったりとか何とか図書館が好きだったと思います。

実は、私の父親はね、昔のね……。今の立正大学ってございますよね、その前身は日蓮宗大学とありました。その教授をしておりました。それでね、日蓮宗に限らず坊さんがね、一向に勉強しないと。ことに若い僧侶たち。で、大阪に寺を持ってましてね、それで、父親がね、戦災なんかで焼けて……。戦災じゃなかった、塀が壊れてましてね、

コンクリートの立派な塀をつくりました。大阪の中寺町です。そこでコンクリートの塀にそうてね、図書館をつくらうと。仏教図書館。で、坊さんたちがね、見られるね、そういう若い僧が勉強できる図書館をつくらうと。これが父親の願いだった。

それで、僕が中学の時分からね、父親はこう言っていましたよ。おまえには何も遺産がないが、本だけ残しておいてやると。かなり集めてくれました。で、置き場がないもんだから、寺の本堂の上にね、三角形の、そこへ本を積んでね。それで、僕、中学のときにね、ほんとに紙切って、こうやって張りつけて、そして、分類つけてやったの、筆でこうやって。で、屋根裏部屋でやってたの。ところが、戦争でね、それ、焼けちゃった。だから、父親のね、仏教図書館つくる願いはばあになりました。

ここにあるのは父親の遺産ですけども、みんな端本です。こういうのは端本です。ちょうどだれか持ってきたものだけここに残っていますので。私と図書館はそんなような縁でね。

【塩見】大学の時分に、中学の先生からお聞きになったということが、そこにこう重なるわけですね。

【深川】はい、姉崎先生¹¹のね、薫陶はですね、非常に大きい。大きかったです。日本で学問が進歩しないのはね、みんな、軍用、閉鎖的でね、そして、資料というのはオープンにしてやらなきゃいかん、とかいうようなことをね、おっしゃってました。そういうものに感動してね。姉崎先生のほんとに薫陶は大きいですわ。

【塩見】元神戸大学の先生で、今、甲南女子大にいらっしゃる三輪和敏¹²さんも戦前は文部省ですね。

【深川】そうそう。

【塩見】17、8年ごろにいらっしゃいますね。

【深川】そうそう、そうそう。今、お元気ですか。

【塩見】ええ、年に一遍ぐらいお会いしますけどもね。

【深川】ああ、そう。もう大分年でしょう。

【塩見】そうですね。もう、おやめになってから大分なつて。

【深川】そうですね。

【塩見】今、甲南女子で。

【深川】甲南。

【塩見】はい。向こうの付属の校長さん……。幼稚園かな、その園長さんか何かやられたりしてましたけどね。

【深川】 あ、そうですか。

【塩見】 ご一緒に文部省におられた時期があるんですか、ずっと。何かご記憶にあるんですか。

【深川】 それはね、中では接触なかったけどね。

【塩見】 ああ、そうですか。

【深川】 非常に人柄、徳実なお人柄ですもんね。

【塩見】 例の山形男子国民学校の間宮さん¹³が指導してつくられたという児童図書館、学校図書館を見に行つて、そのレポート、視察報告を書いてはりますね、戦前に。

【深川】 そうなのよ。人柄、もうほんとうにね、じっくりお考えになる、何につけてね、お人柄ですもんね。

【深川】 それでね、最初に来たのは、グレハム¹⁴さんですわね。グレハムさん。グレハムさんじゃなかった、ミス・グレハムだ。とても人柄がよかった。

【塩見】 そのグレハムさんというのは、岩波新書で『GHQ』¹⁵なんて本が二、三年前に出ましたよね。で、あれにも出てくるんですけど、図書館担当官ということで。図書館法というのは社会教育のほうですもんね。

【深川】 そうそう、そうそう。

【塩見】 図書館法をつくる過程では、最初、もちろんキーニー¹⁶さんがいて、それから……。ね。

【深川】 ああ、そうそう。あれは大騒ぎでね、制度的に、一生懸命国会図書館のあれで大騒ぎしましたけど。

【塩見】 そうですね。図書館担当官ということでは、ですから、初代がキーニーさんで、それからパーネット¹⁷さんで、フェアウェザー¹⁸と、こうなつてますけれども。

【深川】 そうそう。

【塩見】 そのグレハムさんというのは、まさに学校図書館のこのために。

【深川】 そのために3カ月間。

【塩見】 3カ月間来られたわけですか。

【深川】 うん、うん。

【塩見】 直接のグレハムさんのお仕事というのは、そうすると、どういうことだったんですかね。

【深川】 あのね、文部省の仕事にアドバイス。

【塩見】 文部省へアドバイスする。

【深川】 それでね、まず彼女が来てね、日本の学校図書館を見たいというわけです。それで、玉川学園に連れていきました。

【塩見】 玉川学園ね、あそこは大正時代に小原国芳さんが作られて、早くから学校の中に図書館がありましたね。

【深川】 それから、ミッションスクールと。それから、あのとき、彼女がね、あれは書いてないかな、お茶の水女子大でね、あの大講堂でね、それこそ日本で初めて学校図書館について、校長とか指導主事とか集めた講演会をやったんです。そのときに、図書館好きの校長が自主的にやって来たのもありますね。学生もおりましたし。あれはね、いわば、一般の教育者にアメリカの専門家がですね、図書館の息吹をかけた最初の劇的な場面だったと僕は思う。

そのときに、鳥生芳夫さん¹⁹、ご存じでしょう、彼も来てましたの。鳥生さん、感激してましたよ、彼女の話、聞いて。

【塩見】 ああ、そうですか。東京市立五中で戦前に、図書館科みたいなことをやったという、そういう方ですね。

【深川】 そうそう、そうそう。

【塩見】 書かれたものを僕も見ているだけですけども。

【深川】 そのときにね、これ、エピソードだけだね、これ、ほんとうに残したいエピソードだけど、彼女はね、やせてね、やせたというかね、非常に体の細い方なんですわね。もうキリギリスみたいにやせているの。それがね、演壇で立ってね、私は日本の学校図書館を見た。そしたらね、ガラス戸にかぎがかかって本が入っていたと。おかしいと思うと。私はね、ほんとうに棒を持ってガラスをたたき破りたいということを言いました。びっくりしたよ、校長たち、聞いていて。すごいことを言うよ。たたき破りたいと。まさにね……。

【塩見】 それは、閉めといてかぎをかけて当然やと思ってる人が皆、来ているわけですからね。

【深川】 みんなびっくりした。そんなたたき破るなんて、その細面のひよろつとしたのが。それ、僕ね、いまだに感動でそのこと、そのしぐさを思い出しますよ。まさにね、日本の閉じてた、日本の教育者の一部をですね、彼女が爆破してくれた感じだったよ。

それで、鳥生さんなんか非常に勢いついちゃつたの、そらつてわけで。それで、鳥生さんがだあつと始めた。かぎませんとね。

【塩見】3カ月だけという、昭和22年、23年ですか。

【深川】3年だな。3年です。3カ月でした。それでね、玉川とか幾つか連れて歩いてね。

【塩見】玉川というのは、やっぱり小原国芳さんのお考えにそった学校で……。

【深川】そうそう、小学校のときに……。

【塩見】やっぱりいい図書室だったんですか。

【深川】図書室じゃなくてね、学級に本を持ってきていましたですよ。

【塩見】ああ、学級で。

【深川】学級に。図書室もありましたけどね、学級、分館ってそれは言わなかったけどね、学級文庫を充実してつくったりしてたんですよ、そこは。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】それと、やっぱり彼女は、ああ、そうだなと見たのは、ミッションスクールは、ある程度戦争中だけでも、図書館らしい形になっていたということですね。ミッションスクールの形と、それから、いわゆる個性教育をやっているところですね。自由教育とか、そういう教育のところと。

それから、もう一つはね、天皇中心で図書館を熱心にやっている学校がありました。東京市立第五……、中学やったかな。

【塩見】中学ですか。

【深川】中学やったかな。

【塩見】それがその鳥生さんの。

【深川】違うの、鳥生さんじゃないの。

あのね、あれは何だったかな。そこはね、皇国文庫というのをつくったんだ。天皇中心主義の文庫。これはあり得ますよ。

【塩見】そうですね。

【深川】文部省が奨励してたわけですから。で、団体の本義、国民精神作興の本ね、学校に貸していたわけですから。そういうのを集めてね、そして、皇国文庫と。そういうのはね、図書館として張りがあったけどね、しかし、ほんとうに自由とかね、個性とかね、それから、子供の能力に応じるとかね、そういうみっちりしたそういう形の図書館ではなくて、図書館はやっぱり課外読み物だよ、そして、補助教科書、補助資料だとかね、そういうのだったでしょう。そういうところから、それを土壌にしてね、そして、戦後になってからの第一次教育使節団の報告、それが大きな道を開いた、制

度的にね。で、文部省はそれをどうしてもやらなきゃならんわけですから、使節団の報告ですから。そして、実際的に本が、手引きですね、手引書ができる。その伝達講習ができて、全国的にとにかく広がっていったと。

そして、もう一つは、ワークショップですね。第一、ワークショップという字が日本で初めてだったもんな。

【塩見】そうですね、それは。

【深川】ワークショップって何かいなと、ワークショップ。

【塩見】そうですね。

【深川】あれが、2年か3年続きましたよ。で、興行を打って歩くみたいなものね、専門職の連中はもう1年中歩いてましたよ。

【塩見】あれは免許状にかかわる教員の再教育ということと直接結びつくんですかね、IFELのあれは。

【深川】うん、あれはね、再教育です、新教育に対する。

【塩見】再教育ですね、教員の再教育ですね。

【深川】再教育ですよ。

で、これは、その土地その土地のやっぱり相当できるお方が呼ばれてきてなされたわけですね。

僕、いまだにね、それで感動的だったのは、宮崎県に行ったときね、教育長に説明したんですね。そして、済んだらね、50くらいの女の先生がとことことやってきまして、そしてね、今日の話聞いてね、目が覚めたと言ったんだ。びっくりしたよ。目が覚めた、こういう教育理念があるのかと。で、彼女に言ったの。僕は若いんでね、そんなあなたの目を覚まさせるようなね、いいことなんか言えませんよと、説明しただけですからと、僕はそう言いました。

しかし、彼女にとってはね、あの手引書とその思想ね、多少僕はいろいろとやりましたけどもね、皆さん、目が開けたと言うんです。

となるとね、目の開いてない方が実に多かったということです。

【塩見】そういうことになりますね。

【深川】で、目を開くとはどういうことかを知らなかった教員がたくさんいたんですね。

僕ね、いつも、それでね、先生ね、思うのはね、昭和18年だ、国民学校の修身の、先生、これは持つ

ていらっしやるかな、修身の教師用書ですね、教師用教科書ですね、補充教材についての指針がある。文部省が出しているんですよ。そこではね……。

【塩見】修身の教師用指導書ですか。

【深川】修身の教師用書、教師用教科書と言っていました。きっと先生、大学にあるから、見てごらんなさい。

そこにこう書いてあるんだよね。補充教材はね、程度が違ってはいけない。固定教科書。程度が違ってはいけない。それから、内容が違ってはいけない。最初に内容が違ってはいけない。程度が違ってはいけない。それから、新教材を使うことによって、地方の児童に対して大なる感興を与えるであろうという確信も与える、ですから場合にのみ、余裕の時間のあるときのみ、補充教材を入れる。それでもね、教科書そのものを綿密に教えろと書いてあったんです。こうやって補充教材をぐつと絞ったのが当時の国の政策ですから。

【塩見】なるほどね。

【深川】その補充教材が今の図書館ですから。基本的な位置づけが違うの。

【塩見】そうですね。

【深川】だから、それを破っていくというのはね、ほんとにえらいことですよ。

【塩見】それは大変なことだったでしょうね。

【深川】大変なことですよ。(録音中断)

【塩見】文部省の初期、先生が学校図書館を担当される頃に話を戻したいと思いますが。

【深川】文部省の中でね、その当時ね、こう言っています。私は、党内野党ですと。党内野党。で、皆さんにとっては違うことを言っているかもしれない。党内野党と。で、そういうことで通してきました。

【塩見】さっきのお話に戻りますけど、GHQ、CIEのほうですか、CIEのほうから文部省の中に学校図書館を担当する窓口、そこを担える人とにかく一人つくらんといかんという、そういう指示がまずあるわけですね。

【深川】そうそう、あったんです。

【塩見】それで、先生を含めて3人の人がそのテストに合うかどうかということで、CIEに行かれたわけですね。

【深川】テストといったら、僕ね、ちよつとぐあい悪いんだけどね。それは、いろんな条件があつて、

ただ見識というようなことだけじゃなくてね。いろんな条件があるでしょう、この人にこういうことをさせるというのは。それは上で決めたと思いますけどね。

【塩見】ああ、そうか、そのことで、先生、内容、こちら覚えています？ こうなっていますね。

[深川執筆の文章を見せながら]

【深川】ああ、こういうことがあったんです。総司令部のある方がね、しばしば僕を呼んでね、学校図書館の課をつくらうかということをやったわけですよ。視聴覚の課をつくるか、図書館の課をつくるか、どっちがいいと思うかと、随分、僕、聞かれた。で、僕は僕なりに……。

【塩見】先生がそういう学校図書館の担当だということになった当時のお話ですね。

【深川】うん、その時の話。

でね、教育改革の中でね、図書館のための課をね、つくったらどうかと自分は思うと係長には言ったんです。しかし、その方はね、視聴覚のほうの専門家なんです、視聴覚の。で、僕に意見をね、何遍も聞きましたよ。君、どう思うかと。僕はね、図書館なんかはね、僕、主張しませんでした。だって、第一、それ、管理できませんもの、その時分。しかしね、専門職業は必要だった、専門職。でね、その専門職が活動できるようなシステムをつくることは必要だと、教育的な内容の位置づけはその人たちがやるべきだということは言いましたけども。

それで、多少紆余曲折があったんでしょうが、その内容は僕知りませんが、視聴覚教育課というのができた。あれができるまでにはね、図書館の課をつくらうか、どっちをつくらうかで、総司令部の内部でもちよつとあったんじゃないかと思ういます。

【塩見】ああ、そうですね。

CIEのほうでは、図書館という場合には、いわゆる図書館法につながっていく社会教育のほうの公共図書館とね、それから、学校教育の中の図書館というのは、これは、はっきり区別して考えたんですか。

【深川】分けて、区別して考えました。

【塩見】それで、担当者というか、文部省とお話しをするときも、はっきり違うんですか。

【深川】はっきり違っていました。

【塩見】人、系列が違うんですか。

【深川】全然違っていました。

【塩見】では、キーニーさんとか、図書館法につな
がっていくような、そういう人たちが直接学校図
書館法にかかわったりはしなかったんですね。

【深川】やりませんでした。マンデス²⁰さんとは非
常に密接にやりました。ここへも何回か来ました
から。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】マンデスさんっていうのは人柄のいい人
で。それでね、さっき言い忘れた。総司令部でア
ドバイザー来ているでしょう。それでね、私はね、
フェアウェザーにしてもね、パーネットにしても
ね、グレハムさんにしてもね、人柄がよかったと
いうことね。それは大変助かっていますね。

また、中にはね、ちょっと言葉は悪いけど、お
せびり、何かお土産を持って帰るとかね、それか
ら、何か意見が違ってやめさせられた人、います
からね。職をおろされた人がいますからね。

それはなくて、人柄としていい人に出会ったの
は、非常に僕、幸いしましたね。で、僕、ちっと
も遠慮なく物を言っていましたから。そして、日
本のことをよく理解してね、強制的にやらない人
だったから。穏やかでした。そういう人に出会っ
たことでね、学校図書館が穏やかに文部省の中
でいけたんじゃないかならうかと思えます。

しかしね、文部省の中で図書館に冷たかったの
はこういうことです。それは、28年に学校図書
館法をつくるときにはっきり出ているんですね。そ
れはもう、局長も課長もね、その当時、中等教育
課と小学校と両方を僕わたっていましたから、局
長も課長も、それから、そのほかの専門職も含ん
で一致した意見だったな。学校図書館のため、単
独法をつくるのはおかしいと。それならね、国語
科教育振興法、社会科教育振興法、みんな、各科
教育振興法が必要になると。

【塩見】全部そうなっていくということなんでは
うね。

【深川】うん、そうなるじゃないかと。

【塩見】教育法の体系が崩れるというのは、そう
いう意味なんでしょうね。

【深川】そうそう、そうなんです。

【塩見】そう書いていらっしやいますね。

【深川】そうなんです。だからね、単独立法の学
校図書館法なんておかしいじゃないかと。

【塩見】体育館についても要るやろう、保健室に
しても要るやろうというふうなことになっていく
ということでしょう。

【深川】そうそう、各科教育振興法と。だからよく
言っていました。それを押し切るのはね、おかし
いだろうと言われちゃうと。しかし、僕はね、国民
の中、あるいは教育界にね、今の教育を改革する
ためにこういうことが必要だという世論が起こっ
てきたらね、やっぱりそれに対応することが必要
ではないだろうか。

で、政府提案では、それはもうできないことが
はつきりしていましたから。だから、議員提案で
それができるならね、独立法をつくつたらいいじ
ゃないかと。で、僕、例えば、視聴覚と学校図書
館というのはこうでしたから、競争しながら多少
せめぎあってやっておりましたから。

でね、学校図書館法が幸い先にできましたよね。
それに倣ってすぐ視聴覚教育振興法やろうとした
わけだ。この視聴覚教育振興法がね……。視聴
覚教育振興法をつくる論もずっと起こってきてま
した。しかし、それがね、例の学校図書館法、汚
職事件が起こったもんだから、こちらも危ないと。
そして、その視聴覚のほうが引込みました。み
んな業者が得をしなけりやできないもんだから。
業者からお金が集まらないとできない。

【塩見】その汚職事件の関係ですが、国会図書
館の友人に頼んで判例を探してもらって、一審の
判決だけは手に入ったですけどね。

【深川】手に入った。ああ、そうですか。

【塩見】再審のは、随分探してくれたけど……。再
審というか、控訴審のやつは見つからなかった
とかいう話ですね。

【深川】ああ、そうですからちょっとこれ、消してよ。

(録音中断)

【深川】これからやるのはね、これから新しく法
改正をやるのに、やっぱりこれは響いてるな。響
いたりせんかと思うの。

(録音中断)

【深川】それでね、先生、ひとつね、大学の立場
でね、学図法の改正ね、どうぞひとつ……。そ
んな気をつけるようになって言っちゃこれまた
変だから、それは腹におさめておいてですね、ク
リーン S L²¹というイメージチェンジがね、でき
るような仕方が大事だと思うんだな。

それを知っている議員さんが言いますのよ。今、一番よく知っているのは坂田道太さんですから、衆議院議長ですから。あの人は知ってますもん、それを。

で、学校図書館法改定が出ればですね、ひよっとしたら坂田さんのところに頼みに行くかもしれませんよ。僕は行きませんが、坂田さんのところにね。そのときに、どういう対応に出るか。坂田さんは、非常にびしっとした人です。ここへはね、クリーンで行かないと、もう代議士さんたち怖がって、(聴取不能) 難しい。

それには、やっぱり大義名分が必要だよな、調査とか研究とかね、そして、現場の切なる声とかね、そういうようなことの積み上げだなあ。

【塩見】そりゃ、そうですね。

【深川】今はそれだな。

【塩見】まして、こんな時期ですからね。

【深川】こんな時期だから、うん。

【塩見】少し古い話にもう一遍、ちょっと戻させてもらいますけどね。

【深川】どうぞ、どうぞ。

【塩見】一番、まず思うのは、学校教育法ができましたね。そして、施行規則、22年5月ですか。あの中に、それぞれの学校の目的実現に必要な施設として、「校舎、校具、運動場、…」で、「図書館または図書室」とこう入るわけでしょう。あの施行規則、学校教育法じゃなくて学校教育法施行規則ね。

【深川】そうそう。

【塩見】施行規則というのは、これは省令ですから文部省がおつくりになるわけですが、省令ってというのは、大体どんなふうにできるんですか。それから、どういうレベルの人が言って、あれを書くんですか。

【深川】あれですか。あれはね、別に常識的なことですよ。学校教育法でね、校舎があるのは当たり前だから。

【塩見】校舎は当然ですよ。校舎、運動場、もうその辺のない学校ちゅうのは、これはないから。ただ、そのときに、はじめにも言いましたように、昭和22年という、確かに、まだ、あっちこっちで校舎が焼けて、青空教室をやっている時代でしょう。そのときに、校舎、校具、運動場と並べて、図書館または図書室がね、入ったと。これは

やっぱり大変なことやと思うんですけども。

【深川】あれは先生ね、国立大学なんかの場合はね、国立大学附属としてカウントしてね、ちゃんと一課を成してるんですよ。だからね、施設関係の人はね、附属図書館というのがちゃんと頭の中にあるわけですよ。だから、学校のですね、施設、設備ということになると、必ず図書館が入ってくるのは当たり前。

【塩見】入るのはもう当たり前なんですよ。

【深川】当たり前。これは、特に総司令部に言われたとかね、そういうことじゃないんです。建築課の常識ですから。

【塩見】ただ、大学ならともかく、小学校から始まるわけですからね。

【深川】そうそうそう。

【塩見】そのレベルを含めてやっぱり……。

【深川】含めて。

【塩見】そのことは当然、ごく常識的やったんでしょかね。

【深川】当然です。常識的です。

【塩見】戦前の学校設備準則、それから、ある時期からは小学校令の中に入りますね、設備準則は。その中で、図書室というふうなものはちらちらしますけれども、戦前のやっぱり小学校令の中にはまだ入ってきませんよね。入ってきませんね。

やっぱり22年の学校教育法施行規則では、それが額面どおりぼんと表に出たと。やっぱりそこは……。

【深川】それはね、その前にね、その前に新教育指針が出ています。

【塩見】出てますね。

【深川】あそこで強調してあるの。

【塩見】第一次のアメリカの使節団報告があつて……。

【深川】そうそう。

【塩見】それから新教育指針があつたと。その中で、教育方法の改善で、あの時期は児童図書館という言葉ですけども、そういうものが確かにもう出てはきてますよね。その中で、あの規則の中に入ったのは、格別どうということはない、ごく当り前のことで入ったんですかね。

【深川】事務的に入ったこと。事務的に。

【塩見】この手引の中にですね、私自身、私なりの解釈、判断で、やっぱり施行規則の中に図書館・

図書室の必置が入ったというのは、当然これは学校教育法そのものが親法ですから、そこに根拠がなきゃおかしいですよ。その根拠として、この学校図書館の手引でも、学校教育法の21条、例の検定教科書のことと、それから2項の教科書以外の教材で「有益、適切なものは使用することができる」がここに引用されていますけど、その部分を具体化する規則としての保証が、この図書館または図書室の設置になると、これはこう考えてよろしいんでしょうね。

【深川】 そう考えていいですね。

【塩見】 そうですよ。

【深川】 それは法規係ではね、よく見えますから。

【塩見】 そうですよ。それは、親法のほうに根拠がないのに施行規則が何かを言うということはないですよ。

【深川】 うん。それとね、その当時、やっぱり図書館というのは、新しい学校教育の一つのポイントだった。だから、気をつけにやならんという気持ちはあったんですよ。だから、文章づくりのときに非常に警戒してやっていましたし、それから、ご承知のように、こういう法令をつくるときは、翻訳して向こうへ持っていきましたから。

【塩見】 それで、この手引のこれも、これは文部省がおつくりになって、要するに市販もされたわけだけど、学校には無償で全国の学校に配布するというようなことをやったんですか。

【深川】 しません。

【塩見】 そういうことはしてないんですか。

【深川】 有料で。

【塩見】 有料で頒布したのが普通だったんですか。

【深川】 そうです。

【塩見】 私の大学の先輩で、先生、ご存じかどうか、京都の府立図書館におられて総合資料館の館長もやって、今、京都府の文化芸術室に井上裕雄さんという方がいますね。彼は、旧制中学校の最後のころらしいけど、ちょうどこれをね、中学校のときに、名張ですけどね、伊勢のね。これを何かたまたま見たんですって。それで、いわゆる図書委員になるのかな。何か、それで、旧制名張中学校、今、何とか高校でしようかね、そこで、図書室、図書委員で学校図書館のことをやったのが、その後、大学で図書館学をやることになって、それで、京都府の図書館界の大ボスですけども、そも

もこれを中学生のときに見たのが出発点と言っていましたけどもね。

【深川】 ふーん。それはありがたいな。

【塩見】 これそのものは、そうすると、頒布ということで言えば、どれぐらいこの当時に広まったものでしょうね。

【深川】 さあ、何部出たか知らないけども、とにかく全国の小中高には行き渡ったと思いますよ。

【塩見】 ほとんどの学校に入った。

【深川】 はい。

【塩見】 ああ、そうですね。

【深川】 というのがね、文部省のワークショップでも使いましたしね。それから、文部省の指導講習を地区でやったでしょう。で、帰った人が各地区でやりましたから、で、これを使いましたから。

【塩見】 それで、先生、お書きになっている中に、要するに、これをつくるきっかけが、そのCIEに……。滑川さんも一緒なんですか。滑川さんや阪本さんなんかと一緒にCIEに呼ばれて行って、そこでこういうものをつくる話が出たというふうに書いていらっしやいますね。

【深川】 はいはい。

【塩見】 そうですね。

【深川】 手引書をつくったらどうかと。

【塩見】 手引書という形で向こうから話が出てきたんですか。

【深川】 ハンドブックと言っていました。

【塩見】 ハンドブックをつくるようにということ。

【深川】 それで、ノースカロライナのスクールライブラリー・ハンドブック、その数冊を僕に渡してくれてね、で、これを参考にしてつくれっちゅうわけですよ。それを回覧したわけですよ、阪本さんや滑川さんや。ノースカロライナのスクールライブラリー・ハンドブックというのが一番役に立ちましたね。

【塩見】 ああ、そうですね。

滑川さんなんかも、最初にCIEに行かれたとき、ご一緒やったんですか。何か、滑川さん自身も、先生が前に書いていらっしやる「回顧 日本の学校図書館」²²、あれを戦前戦後、滑川さんが書いている中に、何か行ったようなことを滑川さん自身も書いてますけどね。

【深川】 一緒に行った。一緒？

【塩見】 ですから、ご一緒なのかどうかと思って。

【深川】一緒に行ったかなあ。
【塩見】何かC I Eに呼ばれて行ったみたいなことを滑川さんも書いてますね。
【深川】ちょっと一緒に行ったかどうかは、ちょっと記憶にないけど。
【塩見】ああ、そうですか。
【深川】一緒に行ったかもしれないし、それはちょっとはつきり……。
【塩見】ああ、そうですか。
要するに、文部省にそのハンドブックをつくるようにというサジェスションがあったわけですね。
【深川】それはあった。
【塩見】それが、22年の春というふうになるんですが。
【深川】そうそう。
【塩見】そこからですか、文部省の中で学校図書館行政的な、要するに、文部省の中に学校図書館のことで行政としての仕事が始まるというのは。
【深川】そうですね。そうですよ。
【塩見】それで、何かその3人の公募(?)というふうなことで云々というのは、その……。
【深川】前です、その前。
【塩見】その前ですか。それより前ですか。
【塩見】この手引そのものの本文は、事実上、先生がお書きになった部分が多いんですか。
【深川】いや、これはね、僕も書いたところあるけどね、あるところは翻訳的に書いたところもありましたよ。この利用指導のようなところとかね。それから、初めの学校図書館の目的と書いてあるでしょう。あれは、ノースカロライナとかね、そのほか二つほどの州のものを突き合わせてね、それで翻訳しましてね、で、委員会に配りました。
委員会に配ったのを滑川さんがすぐ自分のものにして発表なさったこともありますけどね。それを阪本さんが見つけちゃって、滑川さんが発表しちゃったよなんて言うてましたけども。
まあ、みんなでそういう新しい題を持ち寄ってね、そして、そうね、随分一生懸命に議論しましたよ、一生懸命。何か新しいものをつくるというので、非常にみんなね、勢い込んでやりましたよ。とても楽しかった。
【塩見】確かに、今、読んでも、しかし、ほんとうに、よくこれだけ書けてるなというところが多いですね。今でも読める本ですね、それは。

【深川】そうですね。先生方のね、みんなのこれ、ほんとうにいい合力できてますよ。
【塩見】やっぱりこれはアメリカの提供資料がなかったらできなかったですか。
【深川】できません。
この中でね、この分類のところね。
【塩見】ああ、学校図書館での本の分類にNDCを採用するかしないかなんていうのは、これはなかなかの議論やつたらしいですね。
【深川】あれは議論したな。
【塩見】加藤宗厚さんもどこかに何か書いてます。
【深川】書いておられるでしょう。
【塩見】ええ、書いておられますね。
【深川】NDCを入れるなどと言って意見を持ってきなすった方が、最後まで強い意見をお出しになった方がいらっしやいましたよ。教科別の分類にせいと、教科別。
そのときね、最後にね、NDCをとるかどうか、いろいろこんな意見があるんですけど、僕、報告しました、上にね。そうしたらね、最後に決めるのはおまえじゃないかと、おまえが決めるって言われたんですよ。僕、そのときね、一晩考えたよ。
【塩見】それはC I Eですか、文部省ですか。
【深川】文部省。
いや、一晩じゃなかったかな。もう、これ、僕がね、おまえが決めるって言われたんだから、いろんな状況の最後にね、これを決めるのはおまえが決めるって言われたんです。それで、僕、とても責任を感じてね、もう仏さんの顔に祈りましたよ、ほんと。で、これ、決めちゃったらね、ずうっとこれが続くと。これが失敗したらね、えらいことになるよ。いまだに思い出すのが、それが一つ、怖かったな。日本の図書館の発達にね、これはもうえらい影響を持つことになるから。しかも、僕は、図書館学をもともとやってないんだから。いわば良識の判断ですよ。専門的な判断と違うんです。僕は、自分でそう言うてましたから。だから、とても責任を感じた。そしてね、最後はね、床の中で祈ったよ。これは、失敗したらね、日本の図書館の発達にえらい迷惑をかけると。そんなことをいろいろ考えてばかりいました。
だけど、何度も私をつかまえてね、NDCにしちやいかんとおっしゃった方がありましたよ。

【塩見】ああ、そうですか。それは、いわゆる図書館の専門家である人の中に。

【深川】はい、そうです。

これね、みんなそれぞれ、よく僕を助けてくださいました。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】でもね、随分議論し合った。しかもその議論でね、ほんとうにお互いに建設的にね、一生懸命やろうや、というような気持ちでの議論でね、気持ちのいい議論だったな。みんな一人一人（聴取不能）。

【塩見】学校図書館は、23年の『手引』を最初にして、文部省から幾つも次々と手引書が出るわけですけども、ああいうのはほかの分野でもあったんですか。何とかの手引なんてのは、そういうふうなたぐいのもの、要するに、文部省として現場に対する実務の手引き書といったもの。

【深川】それはありませんでしたね。

【塩見】あんまり見かけませんね、そういうのは。

【深川】それはね、学習指導要領。社会科なら社会科編の指導書。それから、その、もう制度的にはね、指導書に出ますから。それから、特に問題とか何か補助的なのは、何々に関する問題とかの形で出していましたね。手引ちゅう名前が出たの、ほかにあったかな、教科関係の。あったかもしれない。やっぱり異論が出ました。

【塩見】そうですよね。その辺でも、やっぱり省内の見方というのは、えらい学校図書館というのはちょっと変わったことをやる、変わったことをやらんといかんところか、というようなことになるんですかね。

【深川】そうそう。

それとね、第一師範²³、これ、第一師範からの刊行ですよ。あそこの阪本さんがいなすったおかげですよ。

【塩見】何か出版社が第一師範系の会社なんですか、発行所がそういう名前ですね、それ。

【深川】これ、師範学校教科書株式会社。今の学芸図書です。

【塩見】あ、それが学芸図書になるんですか。ああ、そうですか。師範学校の教科書なんかを出していたわけですか。

【深川】出していたわけです。そうです。

このとき、第一師範の先生たちが随分協力してくれました。そして、バーネットさんとかね、フェアウェザーとか。フェアウェザーとか、何遍もここに来ましたよ。

もう一つね、今のフェアウェザー、バーネット、グレハムさん、これは中心部の方ですね。今度は、地方でのリーダーシップとっている人っていうのがいるわけですね。その人たちが、コムプトン、全国的に配ったのがあります。コムプトンの百科事典を全国の学校に配るわけです。

【塩見】ああ、コムプトン。

【深川】あれをコンクール²⁴でね、全国の中学校にあげたことがあって、それで、図書館に行ってみてね、図書館をああせい、こうせいというふうにやった。軍所属の指導官、その力は大きかったですよ。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】軍所属の。それは図書館だけに限りません。

【塩見】軍所属の指導官。

【深川】うん、各県の米軍の占領組織があるでしょう。そこにいる人たち。フェアウェザーはそうなんです。フェアウェザーは、むしろ女兵士ですから。

【塩見】各県にそれぞれそういう専門の担当官を配ってたわけですか。

【深川】それはね、いろんな面で、例の占領当時の神道排除ね、あれなんか、学校に行って監督するのはそんなの無理ですから、全国に網を張ります。

で、こういうエピソードがあったよ。

ある学校へ行つたと。小学校かな、行つたと。そうしたらね、排除された国体の本とか、「臣民の道」とか、ああいうのなんかがあるかどうかを調べに来るわけですよ。で、教科書に墨を塗ってあるという。あの時分ですからね。そのときにある日、排除の指令に当たる本があるのを見たわけ。そうしたら、ここは何の部屋だと。これは、図書室と書いてあったからね、これはライブラリーだと言ったら、その軍属みたいな人ですね、それがね、ライブラリーならね、あってもいいよと、こう言ったんです。ライブラリーは違う、ってわけです。

【塩見】そういう話は聞いたことがあります。

【深川】何か聞いたでしょう。

【塩見】ええ、聞いたことありますし、その辺、随分、現場のほうは、むしろ先回りして自己規制で

いろんなことをやっちゃったというふうなことが、随分あったみたいですね。

【深川】あったんです。そうそう。

第一、文部省の中でも問題のありそうな本を焼いたですもんね。国体の本、国史概説。

【塩見】文部省自身が持っているものを。

【深川】それらを実際に焼きましたから。それを僕、見ていて、僕は少し持って帰ってきたんです。僕が持って帰ってきたの。で、それを文部省に残しといたの。文部省の廊下にならんと出してあったの。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】僕そのときね、当時のね、国家主義の本ね、それを、僕ね、探し出したの。捨てるっちゃうから。こんなに積んでましたからね。「深川さん、ごみあさりして何探してるんだ」ちゅうから、「国体の本なんかをね、今、焼いちゃったらだめなんだよ。これね、文部省に残しとかんといかん」と言っていて、それで残ってますよ。残したの。

【塩見】その辺がやっぱりね。それは、いわゆる行政の人たちがぱっと対応するというのはそういうことなんでしょうね。

【深川】そうですよ。

【塩見】それは敗戦のすぐ直後ぐらいですか。

【深川】すぐ直後。廊下にならんと出してましたから。数日、山になってましたから。おそらくすべて出した。まず、僕の課については、教育課程文庫、そこに持ち込んで、それは、文部省に残すようにしました。

【塩見】図書館の蔵書は別なんだ、同じような扱いはしないんだということを通達みたいなもので司令部の指令が出ますね。

【深川】指令が出た、そう。うん。しかし、あれはね……。

【塩見】やっぱり行き過ぎのことがあっちこっちで出たわけでしょうね。

【深川】そうでしょうね。ライブラリーというものに対する通念が違うんですね。ごめんなさい、もうちょっと水もらえますか。

(録音中断)

【深川】先生、その学生さん、ついでがあったら、東京に来たら来るように言ってくださいな。

【塩見】ええ、ぜひまた先生、もう一度お伺いして、よろしかったら一遍、会ってやっていただい

て、またいろいろ教えてやってください。

【深川】その仕上げのときでも。

【深川】学校図書館法が法制化になったときに、法務省²⁵としての対応、これ先生、申しあげたように、各科教育振興法みたいなものはナンセンスだと。これはね、ちゃんとした真つ当な論なんですわ。

【塩見】それはそうかもしれないね。

【深川】そうなんです。それを打ち破っていくのはちょっとつらかった。しかしね、今まで非常にそれがなかったために、日本の教育が一斉主義とかね、暗記主義だとかいう弊があると。それを変えるためにはね、やっぱり国民の中にこれだけの力がきてるんだから、その力にこたえてね、単独立法、いいじゃないかという僕、論でいきました。

そして、将来、それができ上がったら。それ、やめて、学校教育法の中に吸収していくんだって、それだっていいじゃないですかと。今、これだけ国民の中に広がっているんだから。そのための単独立法、議員立法であるというような、やっぱり一つ筋があると。

だから、政府としてはできないのはわかる。しかしながら、議員立法でできる。それだけのね、国民の世論にやっぱりこたえると。で、行政的な仕方はやっぱりやっていかないかんのやないですか、そういう、僕、論理でいきました。

【塩見】結局、法案づくりそのものには、ですから、文部省そのものは、もう、一切タッチしてないということになるんですか。

【深川】いや、そうではない。

【塩見】ではない。

【深川】僕はね、衆議院、参議院の法制局、局には毎日行っていました。そして、向こうに専門職がいましたから、それと一緒に立法作業をやっていました。それはちょっと大変だった。しかし、それだけにね……。

あ、それは、ここで言うておいてもいいな。

あのね、私が松尾君²⁶やらね、そのほかのいわゆる学校図書館協議会²⁷の方々と一緒にあって、よく電話がかかってくるから、「深川さん、協議会からですよ」というと、部屋の中でかけますから、ね。そうするとね、「深川君、物を言うときは気をつけろ」と。文部省のことをね、言うなよと怒られるんですよ、上司から。それは、やっぱり役人のシステムとして当然のことですわ。役所は役所

で機密がありますからね。それをね、おまえ、勝手にね、文部省はこんなことを考えているとかね、そういうふうなことを、それを役人がやり出したら、ぐあいが悪いですわ。やっぱり、あるところはやっぱり知ってても知らんぶり言わなきゃならんことが役人はあるし。だからね、あまりひよこひよこ行ってね……。僕、こうも言われたよ。おだてるなと言われましたよ、おだてるな。それは、僕が、やっぱり国民の世論なんだから、それにこたえるのは必要なんだというふうにも言っていたのがね、おだてるなと。で、おまえはちょっと静かにしとれというふうにな、たしなめられました、課長から。それは何遍も言われましたよ。

【塩見】それをやってらしたときは、先生は、初中局の……。

【深川】中等教育課にいたり、中学校教育課にいたり、小学校教育課にいたりしました。

【塩見】やっぱり調査官ですか。

【深川】調査官です。その時は事務官とってたことがあります。33年あたりから、たしか教科調査官という専門職の名前ができた。それまでは事務官とってました。みんなそうでした。

【塩見】やっぱり基本的には、そういう限定した小さな、小さなとか、範囲を限ったそういう法律というのは、できないほうがいいんだと、できることは大変困ったことやということが、まず基本的にあるわけですね。

【深川】やっかいだと。そうそう、行政的にはね。

【塩見】しかし、もう議員立法で進むなら、それはまあ、それでしようがないことやと。

【深川】それはしようがない。それをおまえ、おだてるなと怒られたんですよ。

【塩見】先生の書かれた中に紹介されてますけども、全国S L A²⁸のちょうど法律が通ったときの特集号²⁹っていうのは、確かに大変おもしろいですね。ほかのあの文章そのものは、それはもう、いっぱい言いたいことが百もあるけど、我慢して20か30ぐらいを表現した、そういう特集なんだろうという気はしますけれども。

【深川】それはね、ちょっと悪かったけどね、やっぱりおだててましたよ、僕は。学校図書館の指導者講習とかいうときはね、それはおだててますもん。

【塩見】先生、やっぱりそうすると、運動側から言えば、何でもうちよつと頑張ってくれへんのか、と

というようなことがあるわけですね。

【深川】そうそう。もつとやれと、僕はね。だから、深川さんの言ってることは紙にかいた餅だって言われました。

【塩見】あのね、やっぱり本当のところ、これは、僕は松尾さんとは直接お話をしたことがありませんし、まだ、話も何ってないんですけども、例の解散になる前と後とで法案がずいぶん変わりましたよ、学校図書館法案がね。3月段階のやつと、それから、実際通ったやつとのね。

【深川】ええ、ええ。

【塩見】あの間に、確かに、例えば、私立学校の補助金の問題だとか、負担金の問題だとか、やっぱり大きいのは職員の司書教諭、それから、事務職員が消えちゃった問題なんていうのは大きいですね。

【深川】大きい、大きい。そうそう。

【塩見】あの辺の、やっぱりあの三、四カ月の間の法案そのものがあそこまで変わらなきゃいけないかったという、ここのところっていうのは、結局、どうなのですか。

要するに、やっぱり結果的に言えば、財政的に厳しい、例えば、「こういう人を置く」というところを、「置くことができる」にするとかいうふうな形で、やっぱり学校図書館サイドからいけば、当然緩やかな線に、低いレベルになっていったというのは事実ですよ。

【深川】そうですね。

【塩見】やっぱりそうしないことには通らなかったということなんですね。

そこのそのどういう力学がどう働いて、結局、そうなっていったんですか、あれは。

【深川】あのときは……。

【塩見】特集号から見ると限りでは、やっぱり文部省から相当あの手この手、この部分は、この部分は、この部分はという形を変えてくれなきゃと、文部省と、それから、与党、大蔵サイドからの働きかけというふうに読み取れるんですが、どうなんでしょう。

【深川】あのときはね、中身が変わったでしょう。そのプロセスはね、おそらく文部省の上層部もタッチしてないんじゃないかと思えますよ。タッチしたらね、法をつくらせることになるわけですから。

【塩見】そうですね。

【深川】つくられないほうがいいんですから、上層部は。

【塩見】その論理からいけばそうなりますね。

【深川】むしろ代議士さんがね、今の情勢からいったらね、それは、代議士さんは主計官なんかとしょっちゅう連絡をとって状況を知ってますから。だから、ある程度の、何とかな、網を打つにしてもね、いや、これだけ言っても、実際とれるのはこのくらいだということ踏んでいるわけですから、だから、そこを初め、打った網を、実際成立させるということになって、しかも、あれは4党提案でしたから、4党議員の共同提案でしたから。そうするとね、なかなか通じんというのがいらっしやるんですよ。だから、そんなことをやったらできないぞと。とにかく、形さえできればいいっちゅうこともあるもんだから、だから、折れに折れてね、ああいうような最終的な形になっていったと違いますが。金の上で、そろばんはじいてね、これを落とせとかいうようなことを文部省のおそらく上層部は、もちろん私もね、その辺にはタッチしてません。タッチしたらね、議員立法の形にならないもんだから。代議士さんと折衝じゃなくて、代議士さんが相談する衆議院法制局の専門職と折衝してました。

【塩見】ああ、文部省はね。

【深川】文部省は。

【塩見】非常に微妙なところですが、先生が、『図書館年鑑』の特集（1983年版、特集・学校図書館法30年）³⁰で去年、学図法30年のエッセーを書いていただくお願いして書いてもらいましたね。あの中に書かれてたところですけども、学校図書館法というのは、野党、日教組の支持で、この法律ができた。そのことが、与党や政府に何ほどかの響きがあったことは世のならいだらうという、大変微妙な表現でこう書いてらっしゃるわけですけどね。このことが、もちろん成立に関してそうだったろうと思うんですが、何か見えますと、教育そのものの大きな状況の変化として学校図書館法をつくらうと言うてた時期と、できてから後の時期というのはね、やっぱり学校図書館というものをほんとうに必要とする教育ということから言うて、つくろう、つくろうと言うてた時期のほうが、おそらく学校図書館が生きる教育風土はあったやろうなと。で、その後のほうが、だんだん学

校図書館をむしろ使いにくくなるという一つの大きな教育の流れはあるだろうなという感じはするんですけども。

【深川】先生、それはね、理科教育振興法と並べて見ないと出てこないんですね。一緒に出ましたから。理科教育振興法は、自民党。

【塩見】与党サイドで推した議員立法なんですよ。

【深川】与党サイドなんです。一方は野党サイドですからね。ですから、これはね、一方はやっぱりね、軽く見られるんですよ、野党サイドは。というのは、行政制度が入ってきますとね、これも一般論ですよ、今度は官僚が予算を盛るとか、予算のために徹夜してもやるとかいうときはね、やっぱり与党の議員にいいほうに行きますよ。

【塩見】うんうん、でしょうね。それはもう当然の流れですね。

【深川】で、(聴取不能)野党のほうのこれが来てる。だから、理科教育振興法はずっと伸びてます。指針も変えていきましたし。学校図書館法なんか伸びませんもん。しかも、4党の形が変わりましたから、だから、それをサポートする代議士さんが絡むと汚職問題です、やっぱり。これをやったら、また仲間を売ることになる(?)と、代議士さんが引きましたから。理科教育振興法の与党提案。こっちは野党だ、しかも、汚職問題があったというのが災いしていますよね。

【塩見】やっぱり野党主導で成立した法律だということが、扱いの上で……。

【深川】まま子になる。

【塩見】その後の育ちの上でやっぱり。

【深川】えらいまま子ですよ。

【塩見】大きなあれにはなってるわけですね。

【深川】そういうことが、悔しいほどあるよ、中にいて。理科のほうはいい顔してしゃあしゃあいつているのに、こっちはね、サポートしてくれるのはみんな貧乏たればかりみたいな感じ、ほんと。それはね、ほんとうに悔しいよ。担当官としてはほんとうに悔しい目に遭いますよ。それはね、やっぱり行政というものの宿命だな。

【塩見】ああ、そうですね。そうかもしれませんね、それは。

【深川】それを押していくのにはね、今度はやっぱり民間の力がね。

【塩見】それはそうでしょうけどね。

【深川】強い力を持ち続けるちゆうことが大事なの。

【塩見】はいはい、そうですね。

【深川】それともう一つはね、学校図書館運動にね、校長が比較的少ないというのがありますよ、引張ってくるのが。理科のほうなんか違いますよ、全然。そうそうたる校長がね、(聴取不能)を引張っていつてますよ。それはやっぱりね、代議士さんとか……。

【塩見】成立期だから、比較的初期には校長さん方が随分頑張られたみたいですがそれでも。

【深川】やってくれました。

【塩見】その後はそういう部分が非常に薄くなっていますね。

【深川】薄くなってるでしょう。

【塩見】ええ。

【深川】有名な校長、大校長がやってくれてましたよ。今は先生、違ってきますと。

それはちょっとここで削っていただいたほうがいいだけだね。

(録音中断)

【塩見】その後の状況としては、なかなか学校図書館が、やっぱり例の問題解決から系統学習へというこのあたりのところは、先生、どんなふうにお考えになりますか。学校図書館そのものは全体として使われにくくなったという状況は、やっぱりそう見ていいのか。

【深川】何、問題解決？

【塩見】教育方法の面の問題としてね、初期のいわゆるこの問題解決的な学習から、やっぱりきちっと系統的に教えないとだめなんじゃないかという学習指導の方向が少し変わってくるということがありますね。

【深川】変わってきます、うん。

【塩見】そのことと、それあたりがちょうど法律ができて、学校図書館が制度化されたという時期と大体重なってくるだろうと思うんですけども。

【深川】これはね、いわゆる系統学習とかね、そういう論議よりもね、むしろ受験とかね、そういう目先の圧力のほうが強かったと違いますか。

【塩見】はいはい、大きいですね。もちろん、それは大きいですね。

【深川】大きい。だからね……。

【塩見】一般の多くの教師の人たちに、図書館を担当したか、図書館に関心を持った先生がやっぱり

何ちゆうでも少なかったですよ。みんなの先生が、何か初期なんかこう見えますと、ほんとうのところはわからないですけども、初期なんか、何か学校ぐるみで図書室をつくったという話が随分あるみたいでしょう。

【深川】あるし、一夏全員が出てきてやったとかね、ありますよ。

【塩見】それが、やっぱり昭和30年代ぐらいになると、ある意味では、制度として整ったことが、逆に、これはその係の人の仕事やという形でこう、すつと転嫁をしてしまつて。

【深川】うん、それはありますね。それはありますね、うん。

【塩見】それで、学校教育全体としては、図書館も、それは必要なことやけれども、ちょっと横に置いて、教師はやっぱり教えることやというふうになっていくという。やっぱり、それだけ逆に言えば、それは、戦後初期っていうのは混沌としてたからこそ、皆で寄つてたかつて、まず、図書館つくろうかちゆう話もあったんだろうと思いますかね……(録音テープ交換)

【塩見】…確かに、この手引にしてもね、いわゆる図書館界が大変協力をして、図書館界のこれまでの経験・畜積、図書館という、いわゆる当時の図書館学の貢献がやっぱり力になって入ったと思いますけどもね。ただ、今、おっしゃった学校図書館って、やっぱり教育でしょう。

【深川】そうそう。

【塩見】その点では、図書館界が戦後、新しい学校図書館に協力をするというようなことは、ある意味では、できなかつたのが当然のことやという気がするんですね、教育の機関としてのあり方に関してはね。

【深川】うん、そうですね。

【塩見】で、図書館の専門家……。というのは、何でこんな言い方するかいうと、いまだにね、例えば、学校図書館のたった一人きりの職員とか、人手もない、予算もないというようなところでね、一番綿密に、例えば、本の原簿をこしらえたりカードをつくつたりということをやっているのはね、学校図書館なんですよ。

で、要するに、図書館というのはどういふもんやということをおね、この戦後初期に、学校図書館の制度的発足の時期に、日本の図書館学もしくは

図書館界が教えたことというのはね、そういう技術の部分しか教えることはできなかっただろうし、そして、そのことは、こうでなきゃならんというふうな非常にステレオタイプなものとして、やっぱり指導したのではなかったかと。

結局、教育としてのあり方をどこかに飛ばしてしまって、学校の中にミニ図書館をね。非常にオーソドックスな古典的技術の踏襲をね、やるということになったと。

その意味では、公共図書館なり大学図書館なりのリーダーが、個別にAさんやBさんが悪いというんじゃないかってね、戦後初期の図書館界の先達たちが学校図書館をリードしたことが、その後の学校図書館の成長をほんとうに助けたのか、むしろ、一面ではゆがめやしなかったかという、私はこういう感じがするんですが、いかがでしょうか。

【深川】いや、ほんと、ほんと、それもそうですね。そう思いますよ。確かにそうだと。

それはね、やっぱり図書館をおやりになる方が、図書館のつくられた密室の中にちょっと安住し過ぎた感じもしますな。で、図書館以外の方との接触の面が、確かに少なかった感じがするな。それで、先生、どうかな。このごろつくづく思うんだけどね、今、ニューメディア、ニューメディアというこの呼び声の実態を機会にね、学校教師のお色が変わりをね、呼びかけたらどうかいな、ひとつ。このニューメディアはね、図書館だけじゃないの。教育全般だ。いろんなそれこそ……。

【塩見】先生は前から図書と視聴覚との神仏習合を盛んに強調なさってますが。

【深川】そうそう。何かね、何か新しいキャッチフレーズとかね、状況をキャッチしてね、学校図書館の活性化と尾原さん³¹言ってますけどね、活性化……、やっぱり活性化でいいわ、活性化でいいと思うけども、ニューメディア時代に、今までの分類目録の図書館経営……。図書館は一般に困っているわけですからね。そうでしょう。何かね、ほんとに活性化のエネルギーが必要だろうと感じてるんだけどな。それ、どんなふうにしていったらいいかな、先生。

【塩見】そうですね。

【深川】先生がね、実際、よく知っておられる学校の先生方が、先生に、最近、悩みとして訴えられるようなことはどんなことですか。

【塩見】教師がですか。

【深川】教師がです。先生の知っている現場の先生。教えた人やなんか。何かそういう反応、最近、ちょっと違った反応は、先生のお手元に来てませんか。

【塩見】違った反応ね。

【深川】それはね、ただ人手がないからできないんだということではなくて、なぜ人手が必要なんだということをね、それは、分類とか目録とかいうことでなくて、むしろ学習とかね、あるいはメディアとかね、というようなものの変貌に対応してね、学校のシステムそのものが基本的に変わっていかなきやならんのではないだろうかといったような訴えがね、何か今、必要んじゃないのかな。

【塩見】その辺は、やっぱり非常に熱心な人たちは、やっぱり……。

【深川】やっているでしょう。

【塩見】その部分を抜きにしてはね、その部分で、いわゆる教科の教師と通じるところが持てなかったら、学図法だとか何とか言ってみてもね、それはとてもじゃないができるもんやないやろというふうなことは、随分感じ出しているんじゃないでしょうか。

【深川】感じてるでしょう、ねえ。

【塩見】そう思いますよね、それは。

【深川】それはどの程度進んでいるのかな。

【塩見】まだまだ、しかし、やっぱりそれは、その部分というのはそんなに強くないと思いますけどもね。高等学校の場合なんかに多いのは、とにかくにも不十分ながら専任の人もおりますからね。

【深川】ああ、それは結構なことで。

【塩見】やっぱり小学校、中学校は、それがいませんわね。だから、高等学校の人たちの中で、やっぱり先生と、自分たちは教師じゃないけども、先生の仕事と図書館の仕事とが一緒になって教育に役立つという、教育をよくすることにどうだと、このところをつくつていかないと、学校図書館そのものをやっぱり教育社会に根づかすことにはならへんということね、真剣に考えて、考えるだけじゃなくて、何かをやろうというふうなことをね、やり出してくれてるような気がしますけどね。

【深川】最近ちょっと佐野君³²には会わないけども、臨教審の動きのなんかね、まだそこまで行かないけども、そういう学習態度だとかね、学習方法だ

とかね、やがてそこまで行くだろうと思いますけどね。

そういうのに打ち込む何かのマニフェスト、何かね、何かそんなものを考えてないかな。考えているだろうね。

【塩見】そうですね。

【深川】考えてないとかんわね。それこそ、臨教審でそれに近い意見を言ってる人をあれに呼んだりしてね。組織なら呼べますからね。そして、意見を聞いてもらうし、こっちから言うとかね。何か（聴取不能）んだら、そういう打ち込み方やってね、やる中で、SLAの運動そのもの自身が仕方も変わっていくとかね。それはやっぱりおのずから……。

【塩見】そういうふうな運動体としての、新しいやっぱり展望を、ちゃんと展望を持たんといかんところへ来ているでしょうね、結構。運動体としてね。

【深川】ああ、そうだろうな。きつとね、佐藤君だから、考えているに違いないわ。よくやってくれるよ。僕、そう思うわ。よく活動してるよ。

【塩見】先生、そのね、今日いろいろ伺っているのは、特に初期のことに關しては、文部省でのその当時の直接の資料っていうんでしょうかね、そんなふうなものはかなり残していらっしやる部分があるんですか。

【深川】直接の資料というのと。

【塩見】学校図書館行政の伝達講習会等々にしても、そこから民間の運動が出てくるわけですけど、行政としてあれをおやりになったわけですね。例えば、手引の伝達講習会ね。その主催された側として、例えば、そういう講習をどんなふうに企画をなさって、どういう人たちが集まってきて、そこでどうだったというふうなことのナマの記録、あるいは、それが記録化されているのかどうかとかね。それから、一つ思いつくのは、やっぱり法律ができたことで、確かに、それ以前から学校図書館は随分あちこちでできてますけど、やっぱり28年、29年というのは、間違いなしに法律ができて、山の中の学校にも図書館できましたね。

【深川】そうなのよ。

【塩見】大阪の能勢っていう村があるんですけどね。今は町ですけど。そこへ、ある地域調査で行ったときに、たまたま山の中の村の小学校で、ちょっ

と学校日誌を見せてもらったら、やっぱり28年の終わりぐらいに図書室ができていたわけですね。やっぱり法律ができたことによるのでしょうか、おそらくね。やっぱりその法律ができた。そうすると、それを当然、文部省としては設置しなきゃいけないという法律ですから、やっぱりその設置についていろいろ指導なされたことも当然あるやろうしというふうなたぐいの文部省としての学校図書館行政の關係の資料なり記録なりというのは、どの程度、どんなふうに、どんな形でどこに集積されているんですか。

【深川】あのね、ほんとうなら、毎年毎年、年度的にね、レポートをつくとかいうようなのが行政的に必要ですね。しかし、そういうようなのは、レポートをつくって上司に報告するとか、そういう仕方は図書館だけじゃなくて、どの局もやってませんよね。やってないの。もう終わり、終わりにしてね、どんどん、どんどん、そのままやっていかんならんのが実際の行政の実情ですね。で、後ろを振り返るといふか、今年はこうだったとかいうようなことはほんとうに必要な。それで、課題はどんな課題があるのか、話し合いはしますけど、中でね。それで、時には厳しくね、おまえ、やっておけとか、押しつけられたりすることもありましたよ。

それで、僕もですね、学校図書館をどういうふうにやればいいのかという、いわば、全体計画みたいなものがね、もっとあればよかったというふうに気づいたこともありました。

それはね、例の学校図書館、今度の、今の現行のね、そういう予算を出すために研究会をつくりましたから。で、そこで、学校図書館の未来像みたいなものを書きました。それでね、それが実現されていないのが今日ですから。40年だったかな……。30年ぐらい。

【塩見】学校図書館審議会ですか。

【深川】審議会じゃないの。審議会の前にね、そういうのをつくってあったんですよ。それは発表されてありますよ。学校図書館研究会か何かの名前でしたよね。それで、学校図書館の設置基準をつくったわけですから。負担金の配分の基礎案をつくったわけですよ。そこで、何をすべきかの文章的なね、ものをつくってあるわけですよ。それがね、死文になっちゃった。あの死文になったの

はね、やっぱり僕は悔しいよ。理科教育のほうにがんがんと押しまくられたような形にされたな、机並べて。図書館のことなんか言ってもね、取り上げてもらえない状況になった。それじゃ、やっぱりね。

【塩見】学校図書館振興の総合的方策について、これですか。

【深川】そうそう、そうそう。それぞれ。

【塩見】審議会の答申と書いていらっしやいますね。

【深川】審議会じゃないの。審議会の下請サイド、下、研究会がありました。それでやりました。それで審議会で決めましたから、最終的には。

【塩見】審議会に一応かけられたわけですね。

【深川】そうそう。

【塩見】審議会のこともちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、結局、廃止になったっていうのは、法律からも削除しちゃったっていうのは、一応、審議会の仕事がお役目は終わったという、その補助金のための施行令の部分に関する基準をつくったから、もう役は済んだんだということなんですか。

【深川】そうじゃないの。ほんとうはね、この基準を高めなきゃいけません。

【塩見】そうですね。

【深川】だから中でね、随分言いましたよ。けどね、そこまでしてくれる人がいないよね。理科の人はね、これは与党と結びついてやっている。

【塩見】ええ、ええ。ああ、その辺にもそれが出てくるわけですね。

【深川】で、主計官ともですね、多少阿吽がありましてね、しょっちゅう行きよったんです。けど、野党ではね、大西さん³³いない、部長もいない。それから、野党でね、サポートしてくれる代議士さんがいないの。それで、大西さんはね、その当時、局長によく電話かけてきましたよ。で、局長をしかるようなことも言いましたよ。で、反感を持たれた。代議士の権威をかさに着てね、また大西さんが電話かけてきたちゅうわけ。嫌がっていました。

【塩見】やっぱりそれ、日教組の出身の人やとか、いろいろそういうことからいっても、それはうれしい相手やなかったんですね。

【深川】うれしくなかった、うん、うん。それでね、それは押しまくられてね、理科のほうはぐつと伸びるのに、サポートしてくれる人がいないの。

そうすると上の人が取り合わないのよ。それはほんとうに悔しい。けども、悔しいのは僕だけの心情かもしれないけれども、外から見たらですね、ここは何してるんだというふうになるのは当然ですよ。

【塩見】決して審議会そのものが不要でなくなった、というはずはないわけですね。

【深川】これはね、何年かごとに必ずね、改定の作業は審議会がやるわけです。ところがね、もう改定の必要もないと、教材費の中に繰り込むと言ったんですよ。あれでやられたんですよ、教材費に繰り込むという。で、消滅ですよ。審議会によってもってたつ必要な仕事がなくなっちゃった。残念だった。

【塩見】それと、思い出しますが、先生がお書きになった中にね、法制化のときのまた話になりまして、文部省の中に国庫負担法の教材費に手をつけることだけは絶対認められないという考え方があった、というのはどういう意味なんですか。ちょっと、例のS L Aのほうで文部省の反応をいわゆる集めたということは、紹介されてますね。

【深川】はいはい。

【塩見】確かに、いろんなそんな声がそれぞれあったということを書いていらっしやいますね。

【深川】ええ、ええ。

【塩見】その中に一つね、義務教育費国庫負担法の教材費に手をつけることは絶対反対であるという文部省の中のいろいろある意見の中の一つにそういうものがあったというふうになっているんですけどね。この意味がちょっと。この部分ですけどね。

【深川】えっと待ってください。これね。

【塩見】これがその学図法成立したときの特集号の、S L Aがまとめたやつですよ、文部省の反応をね。

【深川】はいはい。

【塩見】で、ずっとこう羅列している中で、大体ほかのことは私なりに読めば何を言っているのかなということはわかるんですけど、その国庫負担法の教材費に手をつけることは絶対あかんとかっていうのは、これは、要はどういうことなのかなと思って。

【深川】ここの何番目。

【塩見】そこの一番下から二つ目。赤でちょっとチェックしてますね。

【深川】ああ、これか。これ、SLAがつくった……。

【塩見】SLAがまとめている文部省の声なんですね。

【深川】そうなんですね。

【塩見】そうですね。

【深川】SLAがまとめた文章でしょう、これ。

【塩見】そうですね。

【深川】そうですね。

【塩見】文部省でいろいろこんな声があったということを書いてあるわけですね。で、大体、みんな、読めばどうということかかっていうのは私、わかるんですけどね、その国庫負担法の教材費の部分だけは、要は、文部省でどういう声があったということを書いてあるのか、ちょっと中身がよくわかりにくいんです。教材費に手をつけるってのはどういう意味なんですか。でき上がった法律自身は、国庫負担法とは関係ないですよね、当初の学校図書館の国庫負担金は。

【深川】別ですから。

【塩見】別ですよ。

【深川】別ですから、ええ。

【塩見】教材費の中に入れていこうやという考え方がむしろあったちゅうわけですか、その法律つくる時期に。それを文部省が嫌がったということになるんですか、手をつけることは絶対いかにという声は。ちょっと何か意味がよくわかりにくくてね。

【深川】これは結局、34年にはですね、義務教育国庫負担法の中に吸収したんです。

【塩見】吸収しますね、後で。ただ、それは法律つくる時の話なもんですから。

【深川】これはね、こういうことだったのと違いますか。その後々、教材費の使い方はいろいろ種目でこう分けましたよ。分けていきましたけどね、生徒1人当たり幾らで。で、これは15年耐用年数とかね、ピアノに何か張ってある。で、レコードとか本とか、こうとかね、あったけども、この文章ね、これ、本省の文章だったのかな？

【塩見】学校図書館法、32年か何かの。

【深川】どうやって読めばいいかな、この文章。これ、どう読むんだろうな。

あのね、この当時はね、義務教育国庫負担法というのは、文部省では非常に大事にしていた制度

なんですよ。小中学校の教材費の全体の責任持つというわけで、財務課が張り切っていましたから。それは、ある意味では聖域でしたよ。だから、それと一緒ににされちゃ困るということを財務課の人たちが言ったのと違いますか、これは。それはわかりますよ。それはわかりますわ。

【塩見】そうすると、学校……。

【深川】義務教育費のね、予算を取れないと。で、義務教育国庫負担法の中のね、何%はね、学校図書館法に回せとか、そういう論もあったと思いますよ。

【塩見】なるほど。

【深川】話の弾みにね、できないかと。大蔵省から新しく取れないなら、別個に取れないなら。

【塩見】ああ、そうですね。

【深川】従来は大枠で取っていますから、教材費で。その中のこれを学校図書館にと。

【塩見】学校図書館のための実質のお金を教材費の、義務教育国庫負担法の中からむしろひもつきの取るみたいな、そういう意味合いで手をつけるという。

【深川】うんうん、その意味だと思います。それはわかりますね。

【塩見】ああ、なるほど。

【深川】そういう意味だと結構。ちょっと言葉が足りない。

【塩見】そういうことならわかりますね。ああ、そうですね。

【深川】そうだと思いますよ。

【塩見】それと、これが創刊号に先生が紹介されているんですね。

* 全国学校図書館協議会編集の月刊誌『学校図書館』の創刊号を見せる。

【深川】懐かしい、懐かしい。

【塩見】いや、それ、たまたま兵庫県の沢さんがね、沢利政さんという方が2部持ってらっしゃったもんで、1部私にくれたんです。

【深川】くれたの。

【塩見】はい。

【深川】いや、よかったね、先生、これ。

【塩見】創刊号ですからね。

【深川】僕、この隣ね、6畳の倉庫ですよ、その下のほうに入ってますわ。

【塩見】ああ、そうですね。

【深川】 ああ、これはもらいたいな。
【塩見】 それは、創刊号いただいたもので、貴重に持ってるんですよ。
* 幾つか持参した初期の資料を見せる。
これがノースカロライナの基準ですね。
【深川】 そうなの、そうなの。
【塩見】 それ自身が、グレハムさんが見せてくれたわけですか。
【深川】 そうです。グレハムさんよりもね、バーネットさんがね、詳しく説明なんかしてくれましたから。
【塩見】 ああ、そうですか。で、グレハムさんは、そのノースカロライナの学校に勤めてたんですか。
【深川】 いや。
【塩見】 行政官ですか、グレハムさんは。
【深川】 あそこはね、ノースカロライナの図書館に籍を置いていて、そして、アメリカはご承知のようにね、公共図書館に籍を置いて、そして、学校図書館のリーダー、スーパーバイザーやってるわけです。そういう形です。
【塩見】 ノースカロライナの州立図書館か何か。
【深川】 州立図書館、はいはい。
【塩見】 州立図書館なんですか。その基準をつくったことに関係してるんですか、その人は。
【深川】 いや、関係してません。
【塩見】 それは関係してないですか。
【深川】 関係してません。
そして、このメージ・ピーコック・ダグラスさんが日本に来ましたから。
【塩見】 ああ、ダグラスさん。何か翻訳³⁴がその後に出たんですね。
【深川】 出ました。この人もすばらしい人ですよ。すばらしい人です。
【塩見】 やっぱりその時期ですか、来られたというのは。
【深川】 いや、ちょっと後です。
【塩見】 もっと後ですか。
【深川】 後です。
【塩見】 それ以後に、日本の学校図書館に影響を及ぼしたアメリカ人というとだれになるんですか。その手引のときのグレハムさんの後。
【深川】 その後に。さて、その後、だれだろう。
【塩見】 そういう特定の人というのはいないですか、もう。

【深川】 日本の学校図書館の視察に来たという人は聞きませんしね、それから、文部省が特に連絡とったということも聞かない。聞かないなあ。
【塩見】 もちろん、もう占領時代が終わりますから、そういうふうなかわり方するということも、もうあり得なかったかもしれませんね。
【深川】 おかしいと。あり得ないですね。懐かしい文章。懐かしい。
【塩見】 そうですか。それから、『学校図書館時報』というのは、文部省が学図法制定のころに出されたものですね。
【深川】 そうそう、そうです。
【塩見】 そうですね。
【深川】 あれ、こだわってつくったの。
【塩見】 3号で終わったんですか、あれ。
【深川】 そうです、終わったんです。
【塩見】 1号と3号はね、私、尾原さんから。
【深川】 もらった？
【塩見】 いや、借りてコピーしたんですけどね。
【深川】 ああ、そうですか。
【塩見】 2号は、あの何でもよく残している尾原先生も持ってないんですけどね。
【深川】 ああ、そう。
【塩見】 先生、お手元にありませんか、2号。
【深川】 僕の中にはありますけどね。
【塩見】 そうですか。また、もし……。
【深川】 出てきたら。出さないかん。
【塩見】 出てくるようでしたら、ちょっとお借りして、コピーとらさせていただこうと思いますけどね。
【深川】 はいはい。
【塩見】 2号だけが見ておりませんのでね。
【深川】 あれをつくったときは、神奈川県の指導主事の山本君³⁵がえらい手伝ってくれました。全国の学校図書館担当指導主事の会でつくったわけですから。
【塩見】 文部省で、その学校図書館法を普及しましょうという、こういうことで法律ができたわけですから、できた以上は当然、それを普及すると。
【深川】 そう。
【塩見】 そのための雑誌ですかね、あれは。
【深川】 そうそう。特に、指導主事に対する啓蒙誌。
【塩見】 ああ、指導主事に対する啓蒙。

【深川】啓蒙、連絡。あれは意味があったんです。

【塩見】そうですね。拝見しても、大変学校図書館法の解説としては、あの辺が非常によくわかりますしね、その当時の文部省の考えというのがね。大変貴重なものだというふうに思うんですけどね。2号がちよっと、2号を見たことないもんですから、2号に何が出来るかなと思ひましてね。

【深川】出てきたら、コピーしてあげますよ。ただね、あれ、僕、やっぱり、あれはね、いいに違いないけどね、おまえは先走っていると言われましたよ、中では。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】国語は国語の指導主事の協議会をつくるのかと、またそれが出てくる。

【塩見】うんうん、なるほどね。

【深川】当然、出るわけですから、ね。で、僕はね、これは専任の人がいないんだから、みんな兼任なんだから、だから、これをね、こういうペーパーをつくってね、送ってあげるようにしないと、地方では、じっくりと文部省の方針がね、指導主事さんを通して現場においていくことはできないよ。だから、兼任のまた兼任ぐらいのところなんだ、実際は。指導主事は兼務可能なんだから。だから、指導主事さんを助けるこのペーパーは必要ですよと言われてきましたので。

それで、あんなの編集を文部省の机の上でやってたらにらまれましたよ。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】だけど、そういう、これはやっぱりね、行政的に大事なね、PRですよなんてことを話してね、つくったの。で、神奈川県の本山さんがえらい骨を折ってくれたの。

【塩見】この手引とかね、あれなんか見ると、やっぱりもともと教育行政っていうのは、本来的には、私はやっぱり現場に対するサービス行政っていうのがほんとうじゃないかと思うんですけどね。

【深川】サービス行政、ほんと。

【塩見】必ずしも教育行政みんながみんなサービス行政ばかりでもない、現実ね。やっぱりあの時期のそういう、特に学校図書館の分野におられた、手引をつくったり、そのの伝達、いわゆる伝達講習会をしたりね、それから、ああいう法律ができた、それをこの雑誌をつくって、その趣旨を広めていくという、ああいうことが、やっぱりい

わゆるこの戦後の初期にスーパーバイザー、スーパービジョンということで考えた教育行政のサービス行政の一番本筋的なことをやっていたん違うかなという感じがしますけどね。

【深川】やってましたね。そしてね、それが、苦にならずにね、一生懸命、熱烈にやっていましたよ。で、たまたま、これは、僕とミットアルバイター、大畑りか³⁶という人がいましたけど、女性の人がよう手伝ってくれたんです、一生懸命。彼女の功労って大きいですよ。書類をつくったりするときね、一生懸命やってくれた。

【塩見】その方は、その後、どうされたんですか。

【深川】今、彼女はね、文部省をやめてから、小学校の校長さんと結婚してね、今、川越の先の坂戸の町でね、ご夫婦で活動していますよ。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】坂戸の図書館を中心にね、婦人読書会やったり、社会教育の活動をやったり。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】それから、和泉式部日記かな、なんかを10人ぐらいの女性と一緒に読書会をやって、それ、本にしましたよ。

【塩見】ああ、そうですか。

【深川】国文学の専門家じゃないんだけどね、一緒に素人で読み合いましたよ。読んだのを本にしました。えらい活動してますよ。

【塩見】そうですか。

【深川】弥吉さんは今、現職で偉いよ、八十幾つで。

【塩見】そうですね。昨日もお会いしましたよ。

【深川】お会いになったでしょう。

【塩見】お元気です。ほんとにお元気ですね。

【深川】何かおしゃべりした？

【塩見】光長さんですよ。

【深川】うん、うん、うん。

【塩見】去年の図書館大会で、ちょうど来年のIFLA大会を迎えるに当たって、やはり図書館というのは、平和の中でしかね、生きられないものということ、図書館人としての反核の決意みたいなものをね、世界の図書館人に示すべきではないかと、今、そういう問題提起の先端に立って、私のこれは最後の仕事であるっておっしゃってね、去年、図書館大会で一席、壇上でぶたれましてね、一昨日の夜もそういう日本図書館員の反核ということでの図書館員の決意をひとつ集約していこう

ではないかという、そういう……。

【深川】ことを言っていた？

【塩見】うん、会の呼びかけ人として。

【深川】呼びかけ人やってると言ってた？

【塩見】はい。

【深川】偉いよ。懐かしいや。みんな、懐かしい人の名前ばかりだ、ほんと。

【深川】(古い資料を手にしなが)紙がこんなにしみがついているのもありがたいな。よう先生、手に入れてくださった。

【塩見】ほんまに。

【深川】ありがとうございます、ほんと。

【塩見】これも、手引も、いま、なかなか現物は、必ずしも、そうどこにもないですね。

【深川】ないなあ。ほんとうにない。コピーしてなかったのもあるし。よくそうやって手にとっていただいでてありがたいな。ほんと、済みませんでした。

【塩見】いや、いろいろお伺いできました。

【深川】いえいえ、いえいえ。つい話が横つちよに行ったりして。しかし、僕の遺言で申し上げたこともありますんで、大事に育ててあげてくださいな、先生。

今、学生は何人ぐらいいますの。図書館学とつているのは。

【塩見】授業ですか。

【深川】うん。

【塩見】授業はね、結構いるんですよ。

【深川】7、80人いますか。もっていますか。

【塩見】100人前後ぐらいいて……。

【深川】ああ、そんなに。それは結構ですな。

【塩見】それから、うちの大学はまだ統合してないもんですから、分校のほうの授業も含めると……。

【深川】ああ、分校行っているの。ああ、そうですか。

【塩見】やっぱり、そうですね。

【深川】1年に200人ぐらい。

【塩見】1年に、ですから、そうですね、200近いんじゃないでしょうか。

【深川】ああ、そう。

【塩見】一学年の定員が約1,000人ですので、まあ、その2割弱ぐらいでしょうね、とにかく学校図書館の授業でタッチできるのが。

(録音中断)

【塩見】とりあえず、また、それじゃ、お聞きしたいことが出てくれば手紙で……。

【深川】ぜひちょうだい。

【塩見】ほうり込ませていただきますので。

【深川】どうぞ、どうぞ。

【塩見】あれはどうだ、これはどうだと。

【深川】そう。先生ね、もう時候的なことでなくてね、これはどうただけで結構だから、それは言っでちょうだい。いいじゃない、そういう手紙のやりとり。うん。で、僕は、これはこうだと返事するから。そうしてやってみようや。

【塩見】そうですね。

先生、アメリカへ初期に行かれたわけですね。

【深川】どこ。

【塩見】アメリカへ行かれたんですね、初期に。

【深川】行きました。それが、ナショナルリーダー、日本の最初の。

【塩見】あ、それがその3人で行かれたんですか。

【深川】そうそう、3人。ばらばら、別々に行ったんですよ。みんなそれぞれ好きなのところに行ったんです。

【塩見】そのとき、一番何を強く印象に持ってお帰りになりました、そのときは。

【深川】僕ですか。やっぱりね、教育総局に行ったときですね。図書館のスタッフの人が充実して見えたな。大学図書館、公共図書館ね、あんなのは日本にないわけだから非常にうらやましかったこと、サンフランシスコとシカゴなんかの教育委員会なんか行ってですね、もう、相当の部屋でみんな働いていて、で、セントラル・バイイング、セントラル(聴取不能)とかね、実際やっているでしょう、もう30年、40年前にね。で、何としてもこれ、やらんならんと。で、インストラクチャー・アシスト・センターといったもの、リソーシングセンターといったものをあそこで見てきたもんだから、もう今では言うのはおかしいようなことだけでも、最近また言い出してますね。リソシスセンターと書いてあったかな、英語の訳も。リソシスでいいのかな。

そこまでに持っていくのはね、それは、こうせいということだけでなくて、日本の行財政制度そのものをやっぱり我々も理解して、その専門家がわかるような物の言い方してやらんといけませんな。

そして、今、教材の必要ということはやつぱり、これは理解する時代になっているもんだから、だから、先生方の、それぞれの先生方にオーバーに聞ける労力を適当に整備して、そして、仕事分担保を集約してですね、そして、教材センターといったようなものを、僕は文部省にね、教材局をつくらうらどうかと初め言ったことがあるよ。教科書局だけじゃなくて。

それは、中でね、雑談的にね、何度か言ったようなこともありまして。教科書だけで縛るんじゃないで、教科書以外の教材等についてもですね、その離合集散といやおかしいけどね、その利用とかね、なおかつ管理ないしはアドバイスするような部署も必要じゃないだろうか。これは本だけじゃありませんよ、教材全体。それは、(聴取不能)の場合の一つのマテリアルセンターの行き方でしょう。それは、学校教育だけの領域でなくて、もう向こうでは、ご承知のように社会教育ともう一緒になってやっていますしね。何かそういうようなことができないのかな。何かそれ、やっていかないなとね。

それをニューメディア時代にひっかけての新しいリソースセンターといったものを学校の中で、それから、多数の学校を含むところのネットワークシステムと。で、それを行政的な組織にちゃんと位置づけるというような形だったら、もはや学校図書館法ではないんです。もっと大規模な教材センターとかね、というような発想でですね。学校図書館法改正という名前でもいいのかどうか。もっと教材全体にわたるような壮大な教育改革案というような形のもの。もう今は、高度情報化社会でですね、学校図書館だけで見ているのはどうかなと思える感じがします。どうかな。どういう方法がいいのか、先生、これは現場の方と密着しておられる先生方の相談に乗ってらっしゃるから、それは先生、いわゆる型どおりのライブラリーというのでなくてですね、何か新局面の新しい学力とは何かとかね、そういうね、学習の仕方とかね。【塩見】少なくともその辺にやっぱり目配りをしたものでないと、仮に学校図書館法改正という場合でも、やっぱり目配りをしたものであることが必要ですよ。単に人を置くとか置かんとかね、いうふうなことだけの話じゃ、とてもじゃないが……。また、なる話じゃないでしょうからね、今ね。そ

うですね。

【深川】そして、そういうメディアスペシャリストですね。ライブラリアンっていうメディアスペシャリストみたいなものをですね、提案していったら、あ、これはほんとうだということになってですね、今まで気づかなかった人が加勢するかもしれない。【塩見】去年の学会のとき、僕、ちょっと古賀さんの論文にコメンテーター頼まれたんで、ちょっとそのときに言ったんですけど……。

【深川】ああ、そうですか。

【塩見】教授学とか教育方法の人たちの中でね、少しそういう部分に関心を持つ人が出てきたような気がするんですね。

【深川】出てきたね、うん。

【塩見】ティーチャーセンターみたいな仕組みがね、やっぱりほんとうの教育改革のために必要やろうというふうなことね。そこらが出てくると、それは、実は、学校図書館サイドでは、そのリソースセンターとかいろいろ言っている部分とそんなに違わんところがあるわけですよ。ただ、そこの人たちは学校図書館はそんなものやとは全くもう夢にも思っただけから、そこがつかがるんだということは、やっぱり我々のほうが言っているかなきゃいけないだろうと思いますね。言っていくと、その教育の世界と、ほんとにそういう意味で、橋がかかるんじゃないかなんて感じがしますけどね。

【深川】それで、僕はね、教育委員会が管理している教科書センターあるでしょう、各地にね。あれはね、ある教科書センターに行ったらね、もう人はほとんどいないし、先生方も失望して来ないし。

【塩見】人けのないところに本だけがぼんと置いてあるんですね。

【深川】どうしようもない。

【塩見】そうですね。

【深川】あれはね、やっぱり教材センター、メディアセンターという形にね、視聴覚も一緒にしてね、そういうふうなものにさま変わりしていく必要があると、僕はつくづく思うの。そしてね……。

【塩見】やっぱり人が来る場にしまぎやいけないし、そこで人がいろいろディスカッションしたり何しますという場になっていかないとだめでしょうね。

【深川】ところが、先生、ご承知のようにさ、視聴覚のメーンの人と、学校図書館のメーンの人が道

を隔てて一緒にならないでしょう。これは、一緒にならなくちゃね、運動にならないよ、これ。それで、学習の態度が変わってきているんだもんね。読むことだけで学習は成り立たないんだから。読むと、必ず見ること、ね。それから、音とか映像とか活字というようなことが一体になっているでしょう。それが学習なんだから。それを追いかけていって、それを、いわば保護するとか、育てるとかね、というようなね、そういう発想でなきゃいかんのかなと思いますけどね。

【塩見】大変長時間にわたってお邪魔をしまして、有難うございました。

【深川】いやいや、先生、どうも。

【塩見】お忙しい、せっかくお休みのところ、時間を合わせていただきましてどうも有難うございました。

【深川】いやいや、お粗末でした……。

注

- 1) 中村百合子「＜研究ノート＞戦後初期の学校図書館について聞く(上)」『同志社図書館情報学』同志社大学図書館司書課程, 第20号, 2009年7月, p. 107 - p. 179. 中村百合子「＜研究ノート＞戦後初期の学校図書館について聞く(下)」『同志社図書館情報学』同志社大学図書館司書課程, 第21号, 2010年7月, p. 72 - p. 156. 中村は, 1999~2002年の期間に, 芦谷清, 今村秀夫, 笠原良郎, 北嶋武彦, 鈴木英二, 室伏武, 松本武の7名に対してインタビューを実施した。そのうち, 芦谷, 今村, 鈴木, 室伏, 松本の5名のインタビュー記録が公表・掲載された。
- 2) 深川恒喜「学校図書館法の発達史試論」『Library and information science』第13号, 1975年10月, p. 13 - p. 30.
- 3) 深川の副手時代のライフヒストリーについては, 以下の文献が詳しい。深川恒喜「研究室時代の思い出」『時と人と学と: 東京大学宗教学研究 研究室75年』東京大学文学部宗教学研究室, 1980年, p. 43 - p. 48.
- 4) インタビュー記録の全文は今まで全く公開されなかったが, 塩見は自身による著作『日本学校図書館史』(全国学校図書館協議会, 1986年)において, 深川へのインタビュー記録を部分的に参考しながら研究成果を公表している。
- 5) 御厨貴著『オーラル・ヒストリー: 現代史のための口述記録』中央公論社, 2002年, p. 5.
- 6) 『学校図書館の手引』の作成について, 深川は以下のように回顧している。「文部省で, 占領下の改革行政の一環として, 学校図書館をとりあげてこれについてのハンドブックをつくるように, という提案は, もともと, 総指令部から出されたものであった。このような, サゼッションをうけて, 当時の文部省の上層部の中には, やや, 異様な感をもったかたもあつたようで, 学校図書館の本を文部省でつくるというのは, そんなに意味があるのか, だいいち, 学校図書館をそんなたいそうにみる必要があるのか, といった話をわたしも耳にしたことはたびたびであった。」深川恒喜「回顧 日本の学校図書館 27 文部省刊行の学校図書館手引き書」『学校図書館』第243号, 1971年1月, p. 51 - p. 52.
- 7) 「法令整理あす最終検討 臨時行革本部」『毎日新聞』1953年11月23日, この新聞記事によれば, 「特に議員立法に多い補助金, 助成金めあての法律は財政持続だけにして法律は廃止する」となっている。教育法関係では, 教育職員免許法の見直し(免許状の種類及び授与資格の簡素化)などが提案されている。
- 8) この汚職事件の概要であるが, 全国学校図書館協議会(SLA)発行の『学校図書館50年史』(2004年)では, 以下のように記述されている。「学校図書館法制定から3年後の1956年2月, 全国SLA事務局長松尾弥太郎は, 突如東京地検より取り調べを受け, 逮捕されることになった。学校図書館法制定にからむ贈賄容疑をかけられたのである。新聞では, 学校図書館法を成立させるために, 松尾ほか出版社数社が代議士への数十万円の献金を行った, と報道された。当時, 学校図書館法成立に奔走していた衆議院議員大西正道が, 清貧そのものの生活ぶりのなか, 無理がたたり病床にあった。松尾は, そのような生活に対し, 義侠心から手渡したわずかばかりの見舞金や活動資金が, 贈賄と地検にみなされた, と容疑を否認。(中略) 事件

- は、その後 1959 年 1 月に第 1 審無罪、第 2 審有罪（罰金刑）、最高裁への上告は棄却され、第 2 審判決をもって終結した」（同書 p. 223）
- 9) 宗教学者の石橋智信（1886～1947）をさす。
 - 10) 文部省の初等中等局をさす。
 - 11) 宗教学者の姉崎正治（1873～1949）をさす。東京大学図書館長などを歴任した。
 - 12) 元神戸大学教授。『図書館教育と視聴覚教育』（創元社）などの著作がある。東京大学文学部卒。
 - 13) 間宮不二雄（1890～1970）をさす。当時、青年図書館連盟書記官であった間宮は、山形男子国民学校の児童図書館（児童文庫）の設置に関与した。詳細は前掲 4) 『日本学校図書館史』の p. 135 - p. 138 を参照。
 - 14) グレハム（Mae Graham）をさす。彼女は、占領期において、CIE（Civil Information and Education Section）教育課に学校図書館のエキスパート・コンサルタントとして招聘され、1947 年 2 月に来日した。グレハムの経歴および事績については、以下の文献を参照。篠原由美子「メイ・グラハム『日本の学校図書館』」『図書館文化史研究』第 18 号、2001 年 9 月、p. 107 - p. 119。
 - 15) 竹前栄治著『GHQ』岩波書店、1983 年。
 - 16) 占領期初代図書館担当官のキーニー（Philip Olin Keeney）をさす。キーニーの経歴および事績については、以下の文献を参照。三浦太郎「占領期初代図書館担当官キーニーの来日・帰国の経緯および彼の事績について」『日本図書館情報学会誌』第 45 巻第 4 号、2000 年 1 月、p. 141 - p. 154。
 - 17) 占領期第 2 代図書館担当官のバーネット（Paul J. Burnette）をさす。
 - 18) 占領期第 3 代図書館担当官のフェアウェザー（Jane Fairweather）をさす。
 - 19) 『学校図書館の手引』の編集委員。東京都板橋区立上板橋中学校長などを歴任。1905 年生まれ。
 - 20) マンデスについてであるが、さまざまな資料を調査した結果、人物を特定できなかった。以下の佐藤による文献においても、マンデスと思われる人物は載っていない。
 - 21) 佐藤秀夫『連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局の人事と機構：戦後教育改革資料 2』[国立教育研究所]、1984 年。
 - 22) 「SL」は School Library の略であると思われる。
 - 23) 「回顧 日本の学校図書館」とは、全国学校図書館協議会編集・発行の月刊誌『学校図書館』に掲載された雑誌記事名をさす。
 - 24) 東京学芸大学の前身。
 - 25) コンプトン社（F. E. Compton & Company）発行のコンプトン百科事典は、1922 年に初版が刊行された。当時、同書はレファレンスブックとして定評があった。占領期日本において、この百科事典を賞品とした全国的な学校図書館コンクール（コンテスト）が実施された。このコンクール（コンテスト）の詳細については、以下の田辺論文を参照。田辺久之「占領期 GHQ/SCAP による高等学校図書館振興施策としてのコンプトン百科事典コンテストの経緯」『学校図書館学研究』第 4 号、2002 年 3 月、p. 3 - p. 13。
 - 26) 文部省の間違いか。
 - 27) 全国学校図書館協議会事務局長（当時）の松尾弥太郎をさす。
 - 28) この場合の「学校図書館協議会」は、1948 年 7 月に文部大臣の諮問機関として発足した官制の協議会ではない。1950 年 2 月に創立した民間の全国学校図書館協議会をさす。
 - 29) School Library Association の略。民間の学校図書館協議会をさす。
 - 30) 「特集・学校図書館法成る！」『学校図書館』第 34 号、1953 年 9 月。
 - 31) 深川恒喜「学校図書館法に思う！」『図書館年鑑 1983』日本図書館協会、1983 年、p. 310 - p. 312。
 - 32) 大阪市为学校図書館担当の元指導主事の尾原淳夫をさす。
 - 33) 佐野友彦（元全国学校図書館協議会理事長）をさす。
 - 34) 学校図書館法の成立に中心にかかわった右派社会党の代議士、大西正道をさす。日本教職

員組合元副委員長。学校図書館法をめぐる汚職事件に関わった人物の一人。

- 34) Mary Peacock Douglas 著, 裏田武夫, 佐藤貢 訳 『司書教諭ハンドブック』 牧書店, 1955 年.
- 35) 全国学校図書館担当指導主事協議会元会長・神奈川県教育委員会元指導主事, 山本房吉をさす。
- 36) 文部省の元事務官, 深川の同僚。

The Reformation of Japanese School Library in 1945–1953
—A Transcript Interviewing to Tsunenobu FUKAGAWA—

Noboru SHIOMI [†] Tomoharu ANDOU ^{††} Fukuji IMAI [‡]
Akira NEMOTO [‡]

[†] Emeritus Professor, Osaka Kyouiku University

^{††} Kyushu International University

[‡] Graduate School of Education, the University of Tokyo

This material is transcript of interview with Tunenobu FUKAGAWA, who was duty officer of school library in ministry of education in Japan. This interview brought by Noboru SHIOMI in 1985.

Keyword: Occupation Period(1945–1953), School Library History, Reform of Education